

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。  
今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

## 生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター フリーダイヤル

**0120-521-513**

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

### 法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務処理を記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる税務処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に税務処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。

ご契約につきましては、告知義務違反によりご契約を解除する場合、免責事由に該当し保険金などをお支払いできない場合、詐欺によりご契約が取消しとなる場合、不法取得目的によりご契約が無効となる場合などがありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、ご契約者に必要な保険の知識についてもご説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
- 告知義務について
- 保険金・年金・給付金をお支払いできない場合について
- 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効について
- ご契約の解約について
- ご契約の復活について

### 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとエヌエヌ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してエヌエヌ生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更などされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに関するエヌエヌ生命の承諾が必要になります。

生命保険募集人の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には、下記照会先までご連絡ください。

サービスセンター フリーダイヤル：0120-521-513

受付時間：平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

インターネットでのお問い合わせ <https://www.nnlife.co.jp>

〈引受保険会社〉

## エヌエヌ生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1  
ニューオータニガーデンコート26F  
TEL.03-5210-0300  
<https://www.nnlife.co.jp>

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命の

## 定期保険／低解約返戻金型遡増定期特約Ⅱ

2015年6月作成



# 遡増定期 主契約：定期タイプ

商品パンフレット／特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

保障内容

経営者に必要な大型保障を無駄なく効率的に準備できます。

病気や不慮の事故による経営者の万ーのとき

死亡保険金

高度障害保険金

保険料

保障は逓増しますが、保険料は一定です。

法人契約の場合、一定条件のもと特約保険料を損金扱いすることができます。

「特約保険料の取扱い」については

P4-参考①へ

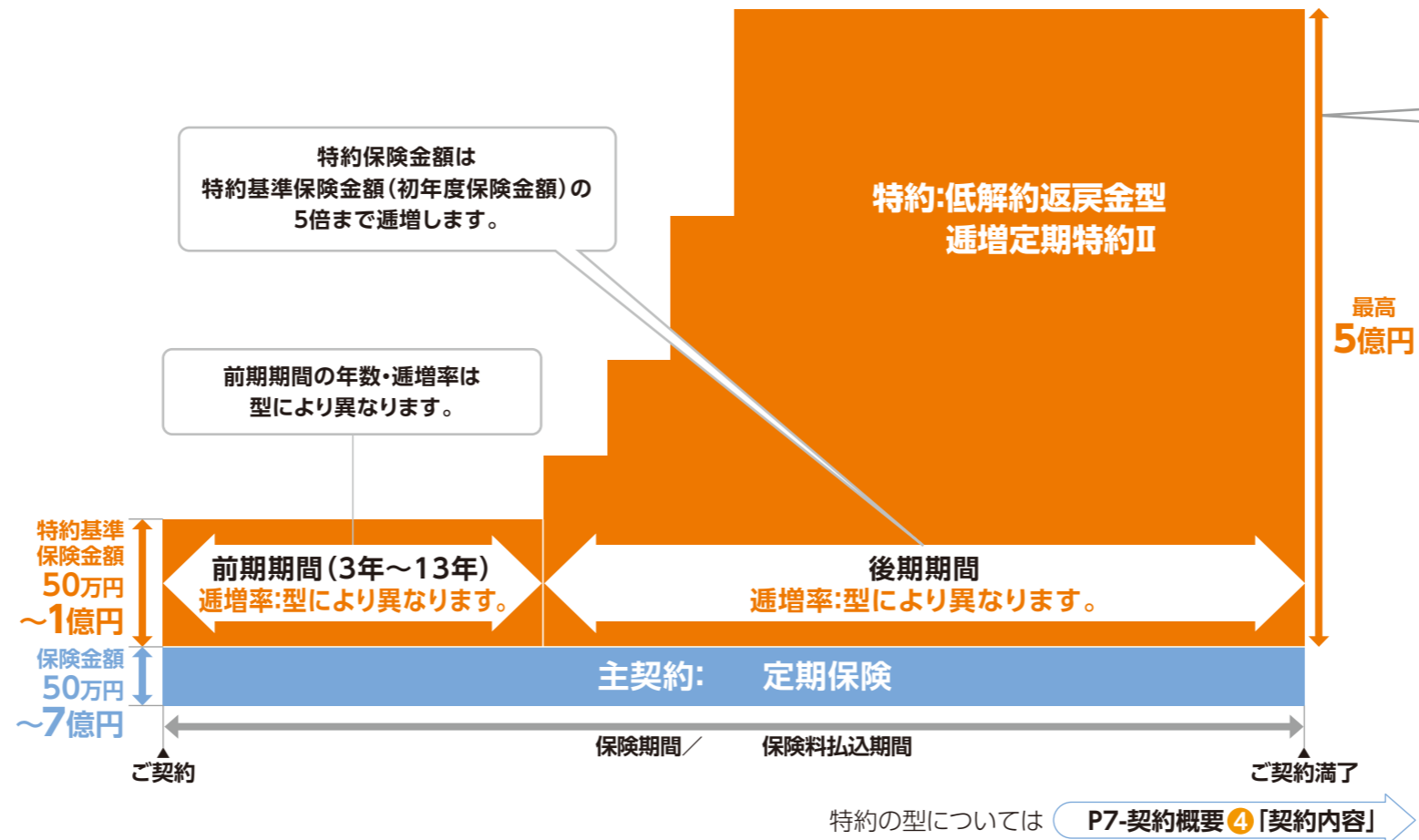
「税務処理」については

P4-参考②へ

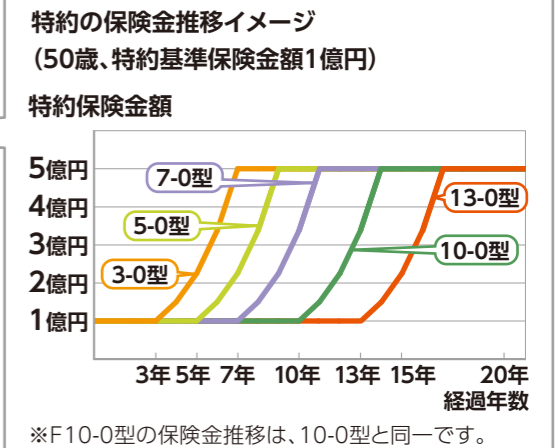
税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

定期保険／低解約返戻金型逓増 定期特約Ⅱのしくみ・イメージ

数種類の保障パターンをご用意しています。



低解約返戻金型逓増定期特約Ⅱは選択する型により特約保険金額の推移が異なります。



解約返戻金

急な資金ニーズには、解約返戻金の活用が可能です。

解約返戻金は期間の経過などに応じて増加しますが、その後減少し最終的にはなくなります。

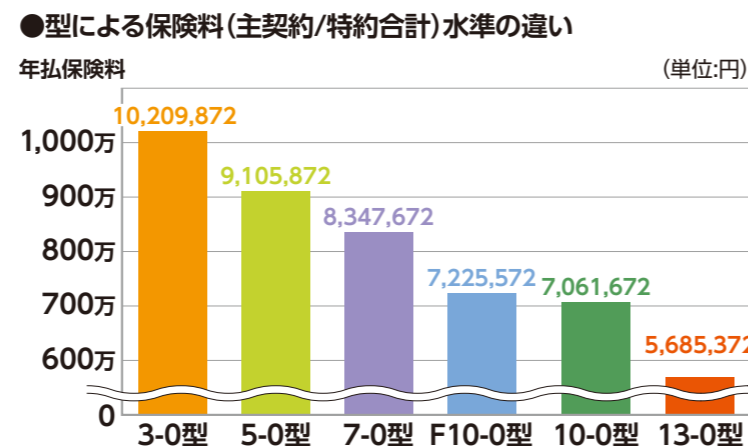
●契約者貸付

- 一時的に必要な資金をご用立てする制度です。
- 解約返戻金の9割までご利用可能です。(お取扱いには当社所定の条件があります。)
- 手続きは簡単。手続き書類をご請求ください。
- 未返済の場合でも、保険金はお支払いします。(貸付元利金は保険金と相殺されます。)

貸付金には所定の利息がかかります。

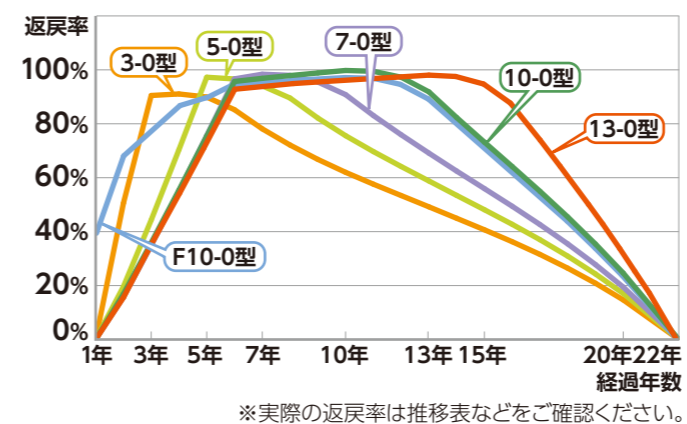
保険料と解約返戻金

【ご契約例】 性別:男性 年齢:50歳 保険種類:保険金額:定期保険 保険期間・保険料払込期間:22年 保険料払込方法:年払



50万円／低解約返戻金型逓増定期特約Ⅱ 1億円

●解約返戻金額の保険料累計額に対する割合(返戻率)推移のイメージ



商品パンフレット上の保険料などの数値は、資料作成時を計算基準日としています。

## 解説① ご契約例の推移

[ご契約例]  
 性別:男性 年齢:50歳 保険種類:保険金額:定期保険 50万円/低解約返戻金型逓増定期特約Ⅱ(10-0型) 1億円  
 保険期間:保険料払込期間:22年 保険料払込方法:年払 保険料:定期保険 5,972円/低解約返戻金型逓増定期特約Ⅱ 7,055,700円

法人の実効税率を34%と仮定した場合(単位:円)

経過年数	年齢	死亡・高度障害保険金	保険料累計額 A	解約返戻金額 B	単純返戻率 C(B/A)	効果額累計 D	実質負担額 E(A-D)	実質返戻率 F(B/E)
1年	51歳	10,050万	7,061,672	450	0.00%	1,201,499	5,860,173	0.00%
3年	53歳	10,050万	21,185,016	7,596,950	35.86%	3,604,497	17,580,519	43.21%
5年	55歳	10,050万	35,308,360	26,632,850	75.42%	6,007,495	29,300,865	90.89%
10年	60歳	10,050万	70,616,720	70,454,450	99.77%	12,014,990	58,601,730	120.22%
11年	61歳	15,050万	77,678,392	77,265,750	99.46%	13,216,489	64,461,903	119.86%
13年	63歳	33,800万	91,801,736	84,317,400	91.84%	15,619,487	76,182,249	110.67%
14年	64歳	50,050万	98,863,408	81,377,600	82.31%	19,753,019	79,110,389	102.86%
15年	65歳	50,050万	105,925,080	77,517,200	73.18%	23,886,551	82,038,529	94.48%
20年	70歳	50,050万	141,233,440	34,793,350	24.63%	44,554,211	96,679,229	35.98%
22年	72歳	50,050万	155,356,784	0	0.00%	52,821,297	102,535,487	0.00%

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

### 【ご参考】解説①「ご契約例の推移」主な用語のご説明

#### ●死亡・高度障害保険金

死亡保険金・高度障害保険金のお支払額です。

保険金額は月ごとに増加するのですか？

保険金額は所定の逓増率に応じて年単位の契約応当日に逓増します。

#### ●保険料累計額

実際にお支払いいただく保険料の各経過年末時点の累計額です。

保険金額が上がると保険料も上がりますか？

保険金額は逓増しますが、保険料は一定です。将来、万一保険料支払いの継続が難しくなった場合は、「保険金額の減額」「払済保険への変更」などにより、保障を継続することも可能です。

#### ●解約返戻金額

ご解約された場合にお支払いする返戻金の各経過年末時点の額です。

「解約返戻金額」に配当金は含まれていますか？

配当金は含まれていません。当商品は無配当保険のため配当金はありません。

#### ●単純返戻率

保険料累計額に対する解約返戻金額の割合です。

#### ●効果額累計

損金算入見込額に法人の実効税率を掛けた額の累計です。

#### ●実質負担額

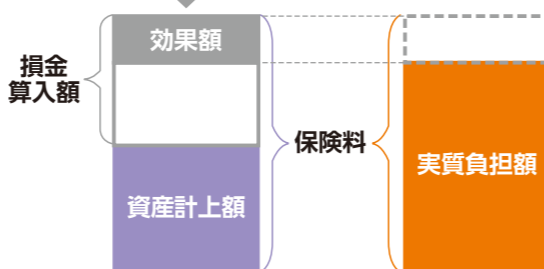
保険料累計額から効果額累計を引いた額です。

#### ●実質返戻率

実質負担額に対する解約返戻金額の割合です。

#### 〈効果額と実質負担額のイメージ(1/2損金の場合)〉

法人の実効税率(34%と仮定)



※効果額累計、実質負担額および実質返戻率は、法人の実効税率が34%で、税率が保険料払込期間満了まで継続するものと仮定して算出しています。課税所得の変動もしくは税制の変更に伴い、法人の実効税率が変動する場合がありますので、ご注意ください。

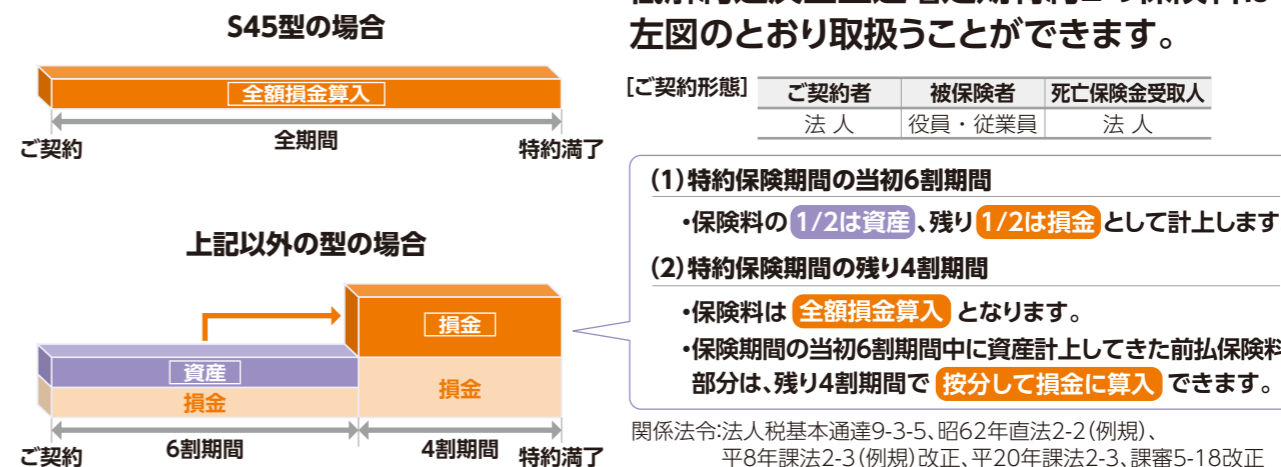
※効果額累計は、支払保険料の損金算入による税効果をあらわします。

※実質返戻率は、実際の払込保険料に対する解約返戻率ではありません。また解約時受取金にかかる課税処理(雑収入・雑損失)については考慮していません。

※効果額累計、実質負担額および実質返戻率は、上記の前提に基づいた想定数値です。

## 参考① 特約保険料の取扱いについて(法人契約の場合)

低解約返戻金型逓増定期特約Ⅱの保険料は左図のとおり取扱うことができます。



- (1) 特約保険期間の当初6割期間  
 ・保険料の1/2は資産、残り1/2は損金として計上します。
- (2) 特約保険期間の残り4割期間  
 ・保険料は全額損金算入となります。  
 ・保険期間の当初6割期間中に資産計上してきた前払保険料部分は、残り4割期間で按分して損金に算入できます。

関係法令:法人税基本通達9-3-5、昭62年直法2-2(例規)、平8年課法2-3(例規)改正、平20年課法2-3、課審5-18改正

## 参考② 税務処理(法人契約の場合)

### ●保険料の税務処理 [P3のご契約例の場合]

定期保険	低解約返戻金型逓増定期特約Ⅱ	契約年齢	保険期間/保険料払込期間	ご契約形態		
				ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人
保険料 5,972円	保険料 7,055,700円	50歳	22年間	法人	役員	法人

#### a 保険期間の当初6割に相当する期間(1年目~13年目)

主契約の保険料は、その全額を損金算入します。特約の保険料は、その1/2を前払保険料として資産に計上し、残額については損金算入します。  
 ※保険期間の当初6割相当期間の算出にあたって、1年未満の端数が生じる場合には、その端数を切捨てた期間となります。

借方	貸方
定期保険料 3,533,822円	現金・預金 7,061,672円
前払保険料 3,527,850円	

#### b 保険期間の残り4割に相当する期間(14年目~22年目)

主契約、特約の保険料全額を損金算入するとともに、当初6割相当期間に資産として計上した前払保険料の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取崩し、損金算入します。

借方	貸方
定期保険料 12,157,448円	現金・預金 7,061,672円
	前払保険料 5,095,776円

### ●10年目に死亡保険金を受取った場合の税務処理

c 死亡により、死亡保険金を受取った場合、前払保険料として資産に計上した額を取崩し、保険金との差額は雑収入として益金に算入します。  
 ・10年目の死亡保険金\*:100,500,000円  
 ・10年目までの前払保険料:35,278,500円  
 これを退職金などとして支払った場合、損金算入できません。  
 (ただし、適正額の範囲内であることが必要となります。過大部分は損金算入が否認されることがあります。)

借方	貸方
現金・預金 100,500,000円	前払保険料 35,278,500円
	雑収入 65,221,500円

### ●10年目にやむを得ず解約された場合の税務処理

d 中途解約によって、解約返戻金を受取った場合、前払保険料として資産に計上した額を取崩し、解約返戻金との差額は雑収入として益金(あるいは雑損失として損金)に算入します。  
 ・10年目の解約返戻金\*:70,454,450円  
 ・10年目までの前払保険料:35,278,500円

借方	貸方
現金・預金 70,454,450円	前払保険料 35,278,500円
	雑収入 35,175,950円

\*その他の返戻金などはなかったものと仮定

税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

# 契約概要

- 「契約概要」は、お申込みの際に、特にご確認いただきたい重要事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。これらの詳細ならびに主な保険用語の説明などは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

**商品名は**  
→ P6-① 保険商品の名称

**簡単に言うと**  
→ P6-② 保険商品の特長

**ご契約のイメージは**  
→ P6-③ しきみ図

**保険金額などの取扱いは**  
→ P7-④ 契約内容

**こちらをご覧ください。**

**どんなときに保険金がもらえるの?**  
→ P7-⑤ 保険金の支払事由

**保険料の払込みが免除されることがあるらしいけど、どんなとき?**  
→ P7-⑥ 保険料の払込免除

**生命保険には配当金があるんだよね?**  
→ P8-⑦ 配当金

**この保険は無配当です。**

**もし解約したら、少しはお金が戻ってくるのかなあ。**  
はい。解約返戻金というものがありますよ。

**ただし、その金額が低くなる期間があるので注意してくださいね。**  
→ P8-⑧ 解約返戻金

**病気だけでなく事故も心配なんだけど...**  
特約で充実させる方法もありますよ!  
→ P8-⑨ 付加できる主な特約

**次のマークのある項目は、この契約概要以外もあわせてご確認ください。**

- しおり = ご契約のしおり
- 申込書 = 申込書

**「当社」はエヌエヌ生命を指します。**

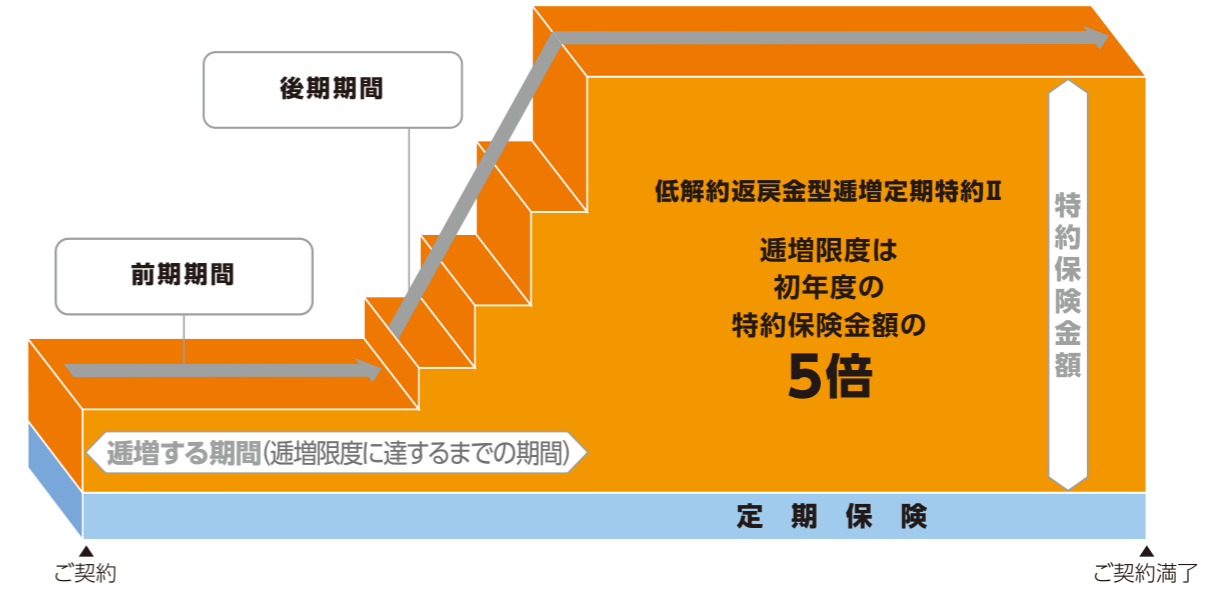
## 1 保険商品の名称

定期保険 / 低解約返戻金型逦増定期特約II

## 2 保険商品の特長

一定期間の万一(死亡・高度障害状態)のときの保障を確保できる、満期保険金のない商品です。また、特約部分の保障は、保険期間中、所定の逦増率に応じて逦増限度に達するまで逦増します。

## 3 しきみ図



契約内容、特約の型、前期・後期期間、前期・後期逦増率については

**P7-契約概要④「契約内容」** をご確認ください。

4 契約内容  申込書

契約年齢	25歳～70歳	
保険期間/ 保険料払込期間	定期保険	年満了:10年～34年満了 歳満了:70歳、75歳、80歳、85歳、100歳満了
	低解約返戻金型逡増定期特約II	年満了:10年～34年満了 歳満了:70歳～82歳満了
保険金額	主契約と特約を通算して100万円～9億9,990万円 ※初年度の保険金額は、主契約は50万円～7億円、上記特約は50万円～1億円を限度とします。	
保険料払込方法	年払、半年払、月払	
保険料払込経路	□座振替扱、郵便払込扱、銀行振込扱、団体扱、特別団体扱、集団扱	

※保険金額、契約年齢により診査が必要です。  
※上記お取扱いには、当社所定の制限があります。

▼低解約返戻金型逡増定期特約IIの型

型名	前期期間	逡増率		逡増限度	
		前期期間	後期期間		
3-0型	3年間	0%	年50%複利	5倍	
5-0型	5年間	0%			年3%複利
7-0型		0%			年3%複利
10-0型・F10-0型	10年間	0%			
13-0型	13年間	0%			
S45型*	5年間～9年間	年2%複利	年14%～42%複利		

\*前期期間、後期逡増率は契約年齢により異なります。

具体的な契約内容は、「申込書」にご記入いただきます。  
お申込みの際は、「契約概要」と「申込書」にて、契約内容を必ずご確認ください。

5 保険金の支払事由

	保険金	支払事由
主契約	死亡・高度障害保険金	保険期間中に死亡・所定の高度障害状態に該当したとき
特約	特約死亡・特約高度障害保険金	特約の保険期間中に、死亡・所定の高度障害状態に該当したとき

※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。  
また、死亡保険金と高度障害保険金、特約死亡保険金と特約高度障害保険金は重複してお支払いしません。

P12-注意喚起情報④「保険金などのお支払いができない場合」もあわせてご確認ください。

6 保険料の払込免除

被保険者が所定の不慮の事故により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

※契約者・被保険者の故意または重大な過失などにより、所定の障害状態に該当したときは免除しません。

7 配当金

この保険に配当金はありません。

8 解約返戻金  しおり

ご契約を解約された場合は、解約返戻金をお支払いします。  
なお、ご契約から3年間から5年間は、解約返戻金額が低く設定されています。

低解約返戻金型 逡増定期特約II	低解約返戻金 期間	低解約返戻金割合				
		第1保険年度	第2保険年度	第3保険年度	第4保険年度	第5保険年度
3-0型	3年間	0%	75%	99%	—	—
5-0型・5-3型	4年間	0%	25%	50%	75%	—
7-0型・7-3型・10-0型・13-0型	5年間	0%	20%	40%	60%	80%
F10-0型	5年間	85%	90%	90%	95%	95%
S45型(契約年齢:25歳～34歳)	5年間	70%	85%	90%	95%	95%
S45型(契約年齢:35歳)	4年間	70%	85%	90%	95%	—

※詳しくは、ご契約のしおり「特にご留意いただきたい事項 低解約返戻金型逡増定期特約IIの解約返戻金について」をご確認ください。

9 付加できる主な特約

▼保障を充実させる特約

名称	保険金	支払事由
災害割増特約	災害死亡・ 災害高度障害保険金	所定の不慮の事故による傷害や所定の感染症により、 特約の保険期間中に死亡・高度障害状態に該当したとき

※災害死亡保険金と災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。

P12-注意喚起情報④「保険金などのお支払いができない場合」もあわせてご確認ください。

▼その他の特約

名称	特徴
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

※上記のほかにも、付加できる特約があります。

保険金の支払事由である「所定の高度障害状態」や保険料の払込免除事由である「所定の障害状態」、低解約返戻金期間の制限事項、特約など、各種取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

この保険はエヌエヌ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取扱いしている場合があります。

詳しくは募集代理店にお問合わせください。

お申込みの際は、この「契約概要」のほか、  
必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

# 注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、不利益な事項など、お申込みの際に、特に  
ご注意いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に必ず  
お読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みくだ  
さい。**
- 「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細や契約  
内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



## 1 クーリング・オフ (お申込みの撤回またはご契約の解除)



○次のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内**であれば、書面によりクーリング・オフが可能です。この場合、お申込みいただいた金額を払い戻します。

- ・お申込日
- ・「ご契約のしおり・約款」の交付日
- ・「第1回保険料充当金額収証」の交付日
- ・第1回保険料充当金が着金した日

○次の場合はお取扱いができません。

- ・当社指定の医師による診査が終了した場合
- ・債務履行の担保のためのご契約である場合
- ・既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)である場合

お手続き方法については、**ご契約のしおり「クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について」**をご確認ください。

## 2 告知義務

契約者や被保険者には、現在の健康状態などを告知する義務があります。告知は公平な引受判断を行うための重要事項です。過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態やご職業など、「告知書」または当社指定の医師がおたずねする事項について、事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。

### ▼告知受領権

当社の生命保険募集人(代理店を含む)には告知を受ける権限(告知受領権)はないため、生命保険募集人にお伝えいただいても告知したことにはなりません。告知受領権は当社および当社が指定した医師が有していますので、当社所定の「告知書」にご記入されたことと、当社指定の医師にお話しされたことが告知となります。

### ▼告知内容などの確認

当社または当社で委託した確認担当者が、次の場合にお申込内容、ご請求内容などをご確認させていただきます。

- ・ご契約のお申込後
- ・保険料の払込免除のご請求
- ・保険金などのご請求

### ▼傷病歴などがある方への引受対応

傷病歴などがある場合でも、ご契約をお引受けすることがあります。  
(「保険料の割増」など特別な条件をつけてお引受けすることや、お断りすることもあります。)

### ▼告知が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
- 責任開始日または復活日から2年経過後でも、保険金などの支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、保険金などの支払事由に該当していても、これをお支払いしないことがあります。また、保険料の払込免除事由に該当した場合も同様に、お払込みを免除しないことがあります。  
(「解除原因となった事実」との因果関係によります。)
- ご契約を解除したときは、お支払いする返戻金があれば、契約者にお支払いします。

### ▼告知義務違反の内容が特に重大な場合

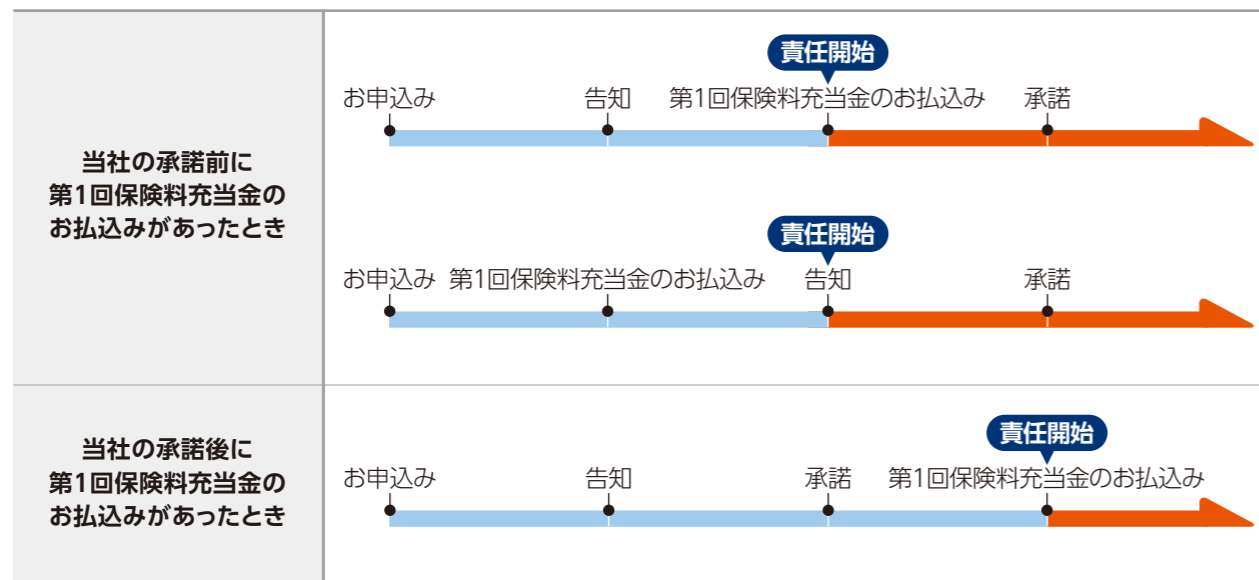
**詐欺によるご契約の取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなることがあります。また、すでに当社にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。**

※「申込書」「告知書」は、ご記入内容を十分にお確かめのうえ、ご自身で署名・捺印をお願いします。



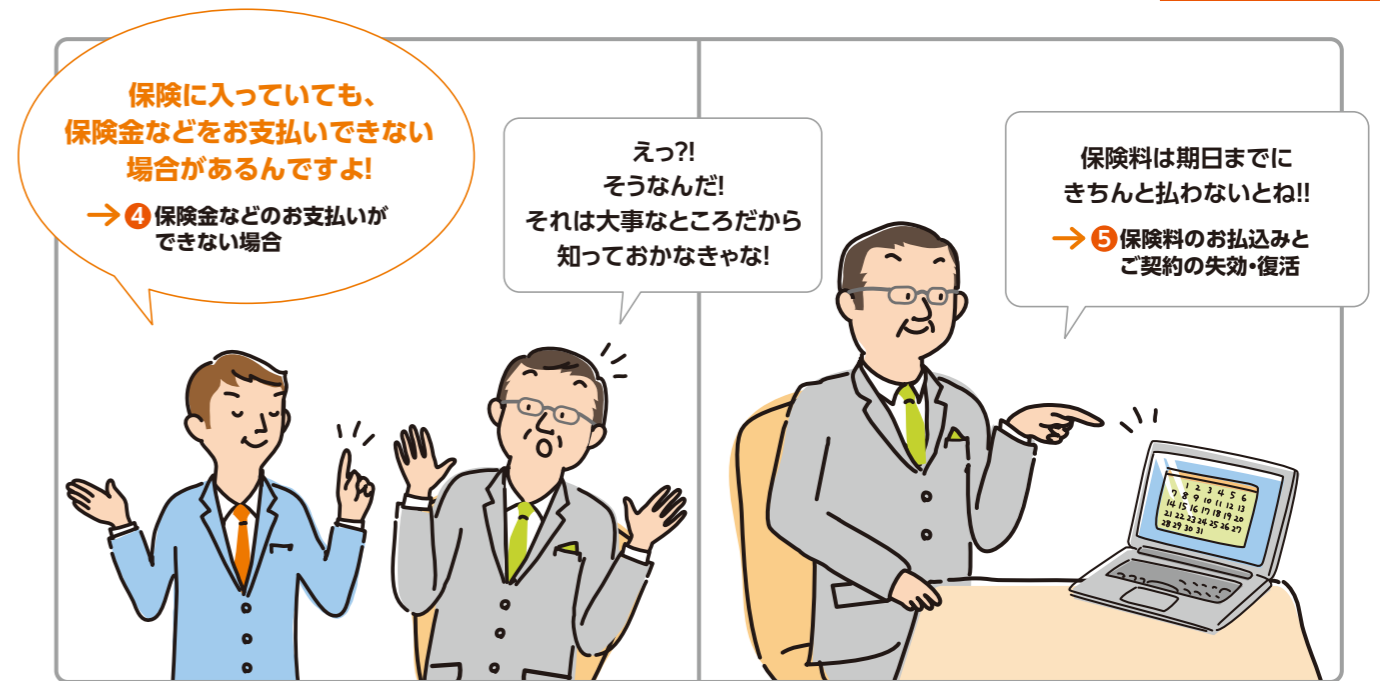
### 3 責任開始期

当社がご契約のお申込みを承諾し、「告知」と「第1回保険料充当金のお払込み」がともに完了した時から、ご契約上の責任を開始します。責任開始期について図示すると次のとおりとなります。



#### ▼生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。
- ご契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立します。



### 4 保険金などのお支払いができない場合 しおり

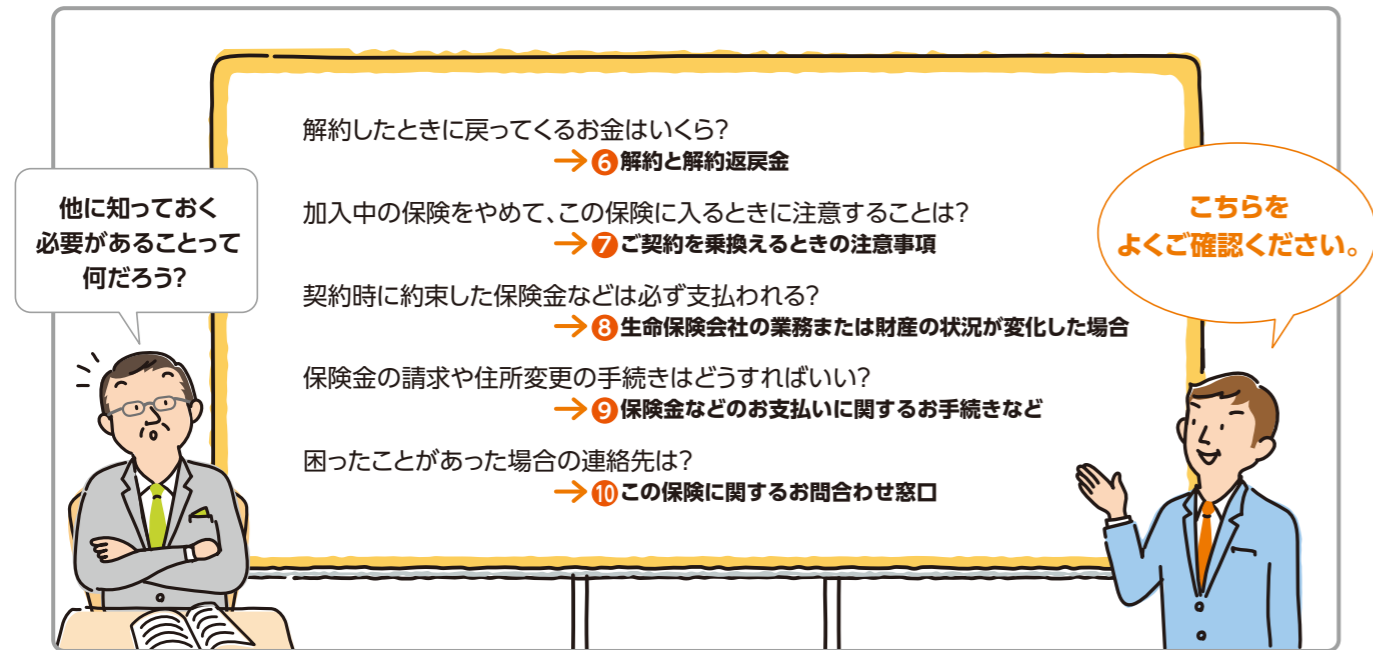
次の場合、保険金などのお支払いはできません。

- ・責任開始期前の疾病や不慮の事故を直接の原因とする場合
- ・告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- ・保険金などを詐取する目的で故意に事故を生じさせたとき(未遂を含む)や、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・責任開始日から3年以内の自殺、契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失など、免責事由に該当する場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・ご契約が詐欺による取消し、または不法取得目的により無効となった場合

具体的な事例については、**ご契約のしおり「保険金・年金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例」**をご確認ください。

### 5 保険料のお払込みとご契約の失効・復活 しおり

- 保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にご都合がつかないときのために、猶予期間を設けています。
- この保険は、保険料の自動振替貸付は行われません。そのため、猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。
- 失効して**3年以内**(新特別条件特約が付加されているときは**2年以内**)であれば、ご契約の復活のお申込みができます。この場合、所定のお手続きが必要です。
- 健康状態など所定の条件により、復活できないことがあります。復活については、**ご契約のしおり「ご契約の復活について」**をご確認ください。



## 6 解約と解約返戻金

解約返戻金について、次のことにご留意ください。

- ・多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となること
- ・契約内容や経過年月数などにより金額が異なること
- ・ご契約後短期間で解約されたときは、ごく少額か、まったくないことがあること

## 7 ご契約を乗換えるときの注意事項

- 現在のご契約を解約、減額して新たなご契約のお申込みをされるときは、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 新たなお申込みも、一般のご契約同様、告知義務があるため、健康状態などによりお断りすることがあります。
- 「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定なども、新たなご契約に際しての行為が対象となります。

## 8 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構  
TEL.03-3286-2820  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 9 保険金などのお支払いに関する手続きなど しおり

- 支払事由が生じる事象、ご請求手続きなどは、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載していますので、あわせてご確認ください。  
ホームページアドレス <https://www.nnlife.co.jp>
- お客さまからのご請求に応じて保険金などをお支払いしますので、次の場合はすみやかに当社サービスセンターまでご連絡ください。
  - ・保険金などの支払事由が生じた場合
  - ・お支払いの可能性があると思う場合
  - ・ご不明な点が生じた場合など
- 契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。

### ▼指定代理請求

- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人を指定しているときは、契約者は指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

詳しくは、ご契約のしおり「指定代理請求特約」をご確認ください。

### ▼住所などの変更

重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更した場合には必ずご連絡ください。

## 10 この保険に関するお問合わせ窓口

- お手続きやご契約に関する相談・照会・苦情などは、当社サービスセンターまでご連絡ください。

エヌエヌ生命 サービスセンター

フリーダイヤル **0120-521-513**

[受付時間] 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除きます。)

- 指定紛争解決(ADR)機関は一般社団法人生命保険協会です。  
生命保険協会の「生命保険相談所」および全国各地の「連絡所」では、電話などにより相談・照会・苦情を受付けています。  
生命保険相談所が苦情の申し立てを受け、生命保険会社に解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても解決しないときは、裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図ります。  
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

お申込みの際は、この「注意喚起情報」のほか、必ず「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。